

国際医療福祉大学学会細則

第1章 会員

(入会)

第1条

会則第3条第2項第2号に定める正会員は、学会の定める手続きを経て、理事会の承認を得なければならない

- (1) 入会希望者は、入会申請書に必要事項を記入の上事務局へ提出しなければならない。
- (2) 理事会において入会の承認が得られた場合は、所定の振込用紙にて速やかに会費を納付しなければならない。
- (3) 事務局にて会費納付を確認した日を入会日とする

(会費)

第2条

本会に入会を認められた者は、所定の年会費を以下の通り支払わなければならない

- (1) 正会員の会費は、年6,000円とする。
- (2) 正会員のうち教員職位を有する者は、6,000円を年1回、給与から一括納入する。
その他正会員は、入会時にその年度の会費を納付する。
- (3) 学生会員の会費は、2,000円とする。
- (4) 賛助会員の会費は、1口10,000円、3口以上とする
- (5) 既納の会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない

(会員資格の喪失)

第3条

会員は、次のいずれかに事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡または失踪宣告を受けた時
- (3) 除名および除籍処分を受けた時

(退会)

第4条

退会を希望する会員は、理由を明記し退会届を事務局へ提出しなければならない。

(除名)

第5条

会員が以下に該当する時は、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉又は信用を傷つけた時
- (2) 法令に違反する行為若しくは品位を損なう行為があった時
- (3) 本会の目的に著しく反する行為があった時
- (4) 故意に会費を継続して2年以上延納した時

第2章 委員会

(委員会の設置)

第6条

本会の事業を遂行するために、必要に応じて委員会を置くことができる。その設置は事業計画に委員会活動の項目を設けることで行う。

(役員選出)

第7条

委員長は理事・評議員の中から選出し、理事会で決定する。委員は正会員の中から委員長が選任し、会長が委嘱する。委員の氏名は、会員に公表する。

(委員会規約)

第8条

必要に応じて、副委員長、会計等の委員会役員を置くことができる。委員会の運営規約は、それぞれの内規に定める。

(活動費)

第9条

委員会の活動費は、本会の経常経費から支出できる。

(報告)

第10条

委員会は総会において活動報告を行う。

第3章 事務局

(所在)

第11条

本会事務局の所在地は、下記とする。
324-8501 栃木県大田原市北金丸 2600-1
国際医療福祉大学内

(構成)

第12条

事務局に事務局長 1 名、事務局員若干名、事務局職員を設置する。事務局員は、事務局長が推薦し会長が委嘱する。

(会議)

第13条

事務局においては事務局会議を開催し、学会運営に関する事務を行う。事務局会議の結果は、会長に報告する。

第4章 編集委員

(代表)

第14条

国際医療福祉大学学会誌（以下学会誌）の編集代表者は、編集委員長とする。

(業務)

第15条

編集委員会は、編集にかかわる業務を行い、学会誌を定期的に刊行する。

(審査)

第16条

投稿論文は複数の審査者による査読結果に基づき、編集委員会において掲載を決める。

(協力委員)

第17条

編集委員会には、編集協力委員を置く。編集協力委員は、編集委員長が推薦し会長が委嘱する。

(報告)

第18条

編集委員会の結果は、会長に報告する。

第5章 評議員

(選出)

第19条

評議員は、職種別会員構成に準拠して、本人の承諾を経て選出する。

- 2 評議員は、本会の求める学識を有し、本会に貢献する者とする。
- 3 新評議員は2名以上の評議員の推薦を要する。
- 4 推薦された新評議員について審議の上、新評議員候補者名簿を作成し、理事会へ提案する。

第6章 表彰

(功労者表彰)

第20条

理事より推薦があり、理事会において本会の発展に著しい功績があると認められた場合、表彰状を授与することができる。

附則 この細則は、平成24年8月1日から施行する。

この細則は、平成25年6月1日から改正施行する。